

神栖市立図書館 調べ学習用図書セット貸出実施要項

1.目的

この要項は、神栖市の小中学校における児童・生徒の学力向上を図るため、総合的な学習の時間又は教科等の調べ学習に活用できる図書資料をテーマごとにセットとして貸出し、学校図書館を支援することを目的とする。

2.対象及び利用申込

- (1) 対象は神栖市内の公立小学校、中学校及びその他館長が必要と認める機関とする。
- (2) 利用申込は原則として利用日の1ヶ月前までとする。
- (3) 貸出を希望する学校は、学年単位で申込書（別紙様式1号）を神栖市立図書館長に提出する。
- (4) 神栖市立図書館は申込書の提出を受けて学校へ申込書回答欄記入により回答する。申込多数の場合は先着順とし、神栖市立図書館が貸出期間等を調整する。

3.内容

資料は学習テーマ別（別紙1セット種別・内容）の図書資料とし、1セットは概ね40冊とする。

4.貸出及び返却

- (1) 貸出期間は原則15日以内とし、1学年1セットとする。
- (2) 受け渡し場所は原則として神栖市立図書館（室）とする。
- (3) 貸出時、返却時には、セット内容確認表（別紙様式2号）により確認し、返却時に神栖市立図書館へ報告しなければならない。

5.資料の管理

学校は貸出された資料を紛失や汚破損が生じないように適正に管理するものとする。万一紛失や汚破損が生じた場合は図書館へ報告しなければならない。

6.その他

この要項は平成27年 1月16日から適用する。